

令和4年度

周南市農業委員会事業計画

周南市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一、農業委員会は、

農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、

農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

(2016年5月26日開催「平成28年度全国農業委員会会長大会」において制定)

目 次

1	基本方針.....	3
2	事業方針.....	3
3	重点事項.....	3
	(1) 農地等の利用の最適化の推進.....	3
	(2) 農地法等の適正執行.....	4
	(3) 組織の体制整備と活動強化.....	4
4	会議の開催・出席.....	4
	(1) 総会.....	4
	(2) 委員全員協議会.....	5
	(3) 幹事会.....	5
	(4) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会.....	5
	(5) 常設審議委員会（山口県農業会議）.....	5
	(6) その他の会議.....	6
5	活動計画.....	6
	(1) 農地等の利用の最適化を推進する活動.....	6
	(2) 農地法等関係活動.....	7
	(3) 組織活動.....	12
	(4) 研修活動.....	13
	(5) 情報提供活動.....	13
	(6) 日常活動.....	14
	(7) その他の活動.....	14
6	年間活動計画表（主要業務）.....	16

令和4年度周南市農業委員会事業計画

周南市農業委員会（以下「委員会」という。）は、委員会の委員（以下「農業委員」という。）、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）及び委員会の権限に属する事務を補助執行する委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員の協働体「チーム農業委員会」として、次のとおり事業計画を策定する。

1 基本方針

本市の農業及び農業者の公的代表機関として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、独立行政法人農業者年金基金法その他関係法令に基づく事務を適正に執行し、本市の農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、積極的な活動を推進する。

2 事業方針

- (1) 農業委員会憲章（2016年制定）を基本とする。
- (2) 公平・公正・透明性に基づき、明るく開かれた信頼される委員会の運営に努める。
- (3) 「現場主義」を第一として、農業者の声に耳を傾け、寄り添い、信頼されるよう、地域に密着した現場活動を推進する。
- (4) 「農地のプロ」として、資質向上のため研修・研鑽に努め、農業者に対する情報提供活動を行う。
- (5) ワンチームとして、情報を共有し行動を一つに、部分最適より全体最適を考えて事業に取り組む。
- (6) 一人ひとりが健康・安全には十分留意し、職務を遂行する。

3 重点事項

- (1) 農地等の利用の最適化の推進
 - ア 農業委員と推進委員との適切な役割分担と連携強化

- イ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針に掲げた目標の達成に向けての積極的な取組
- ウ 最適化活動(農地等の利用の最適化の推進に係る活動をいう。以下同じ。)の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等
- エ 「人・農地プラン」の実現に向けた積極的な取組
- オ 周南市農林課との連携強化

(2) 農地法等の適正執行

- ア 農地転用許可事務等の適正執行及び無断・違反転用防止のための広報や監視活動と是正指導の強化
- イ 農地パトロール(利用状況調査)、利用意向調査及び日常活動としての農地パトロールの着実な実施に基づく遊休農地の発生防止・解消及び無断・違反転用の早期発見
- ウ 農地台帳の精度向上と「農業委員会サポートシステム」(令和4年4月に「農地情報公開システム」より移行)の整備・運用への積極的な取組
- エ 非農地扱いとした土地等の非農地判断(農地に該当するか否かの判断をいう。以下同じ。)等の実施

(3) 組織の体制整備と活動強化

- ア 関係行政機関に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出
- イ 農業委員会活動記録簿の作成による活動状況や成果の見える化
- ウ 委員会の取組に関する情報提供の強化
- エ 次期の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集並びに女性委員の比率向上

4 会議の開催・出席

(1) 総会

- ・出席者 全農業委員、事務局、関係部署職員、傍聴人 (公開)
- ・議事内容 議決事項、報告事項
- ・開催頻度 定例会は毎月1回(原則10日)、臨時会は必要に応じて随時

(定例会で審議する許可申請書の提出締切は、原則前月の20日)

申請書の提出締切日	定例総会の開催日
令和4年3月22日(火)	令和4年4月11日(月)
4月20日(水)	5月10日(火)
5月20日(金)	6月10日(金)
6月20日(月)	7月11日(月)
7月20日(水)	8月10日(水)
8月22日(月)	9月12日(月)
9月20日(火)	10月11日(火)
10月20日(木)	11月10日(木)
11月21日(月)	12月12日(月)
12月20日(火)	令和5年1月10日(火)
令和5年1月20日(金)	2月10日(金)
2月20日(月)	3月10日(金)
3月20日(月)	4月10日(月)

(2) 委員全員協議会

令和4年度より「協議会」から「委員全員協議会」に名称を改める。

- ・出席者 全農業委員、事務局、会長が認めた者 (非公開)
- ・議事内容 委員会の運営についての協議・調整、報告、連絡、意見交換等
- ・開催頻度 定例総会終了後に開催
- ・配付資料等 定例総会の議案とともに推進委員にも送付

(3) 幹事会

- ・出席者 会長、会長職務代理者、幹事、事務局 (非公開)
- ・所掌事務 総会の議事運営等
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(4) 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会

- ・出席者 会長、会長職務代理者、幹事、事務局 (非公開)
- ・所掌事務 候補者の評価に必要な事項の審査、候補者の評価、意見集約
- ・開催頻度 必要に応じて随時

(5) 常設審議委員会(山口県農業会議)

- ・出席者 会長(常設審議委員会委員)、事務局
- ・意見聴取対象 許可を要する面積30アールを超える農地の転用、農用地区域内農地の転用、甲種農地の転用、第1種農地の転用、営農型

- 太陽光発電施設その他農業委員会が必要と認める事案
- ・資料提供 意見聴取事案以外の許可を要する転用事案
 - ・開催頻度 毎月1回（原則28日）

（6） その他の会議

関係機関・関係団体等との連絡調整を図るため、諸会議へ出席する。

主な会議

- ア 山口県農業会議
- イ 山口県農業委員会女性協議会
- ウ 山口県農業委員会職員研究会
- エ 周南市人・農地プラン検討会
- オ 周南市青年等就農計画認定審査委員会
- カ 周南市都市計画審議会

5 活動計画

（1） 農地等の利用の最適化を推進する活動

ア 最適化活動の目標の設定及び公表・報告

新しく示された国の通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づいて、令和4年度の最適化活動の成果目標（農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に係る目標をいう。）及び活動目標（推進委員等（推進委員及び最適化活動を行う農業委員をいう。以下同じ。）が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標をいう。）（以下これらを「最適化活動の目標」という。）を定め、6月総会までに、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」として決定の上、市ホームページで公表するとともに、山口県知事に報告する。

なお、令和4年度は初年度のため、4月以降迅速に行うこととされたが、平年度ベースでは、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表、報告するものである。

このため、令和5年3月には令和5年度最適化活動の目標を設定する。（議決、公表、報告は令和5年4月）

イ 最適化活動の記録及び点検・評価の実施（点検・評価は翌年度に実施）

（ア） 推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

各推進委員等は、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した農業委員会活動記録簿を作成し、原則として翌月10日

までに事務局に提出する。

各推進委員等は、農業委員会活動記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともにその結果を3月末を目途として事務局に提出する。

(イ) 委員会の最適化活動の点検・評価の実施

委員会は、翌年度の5月末までに、総会において、委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価する。

ウ 最適化活動の点検・評価結果等の公表及び報告（翌年度に実施）

委員会は、推進委員等及び委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果を「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」に取りまとめ、市ホームページで公表するとともに、6月末までに、周南市長、山口県知事及び山口県農業会議に報告する。

エ 実質化された「人・農地プラン」の実行・実現

人と農地をつなげるため、農地の利用調整、売買・貸借のマッチングを展開する。

オ 実質化されていない「人・農地プラン」への対応

今後、市が行う地域の実態に応じた「人・農地プランの実質化」の取組に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第3項の規定に基づき情報提供や農業委員、推進委員の協議の場への出席その他必要な協力を行う。

カ 法改正への対応

法の改正による「人・農地プラン」の見直しが行われた場合は、法の趣旨に添い適正に対応する。

キ 周南市農林課との連携強化

農地等の利用の最適化の推進にあたっては、周南市農林課との連携を強め、協力して取り組む。

(2) 農地法等関係活動

ア 農地法関係活動

(ア) 農地転用許可事務等の適正執行

農地法第3条（農地等の権利移動）、同法第4条（農地の転用）又は同法第5条（農地等の転用のための権利移動）に規定する許可については、申請書

が提出されたら事務局と農業委員で書類審査及び現地調査を行い、必要に応じて申請書等の補正等を求め、申請書受理後、議案として総会に提出・審議し、許可を決定の上、原則、総会を開催した日付で許可をし、都市計画法で定める開発行為の許可など一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可をする。

なお、常設審議委員会の意見聴取事案については、常設審議委員会での審議後に、原則、審議があった日付で許可をし、前述と同様に一定の条件が成就する必要がある場合はその条件が成就した日付で許可をする。

届出を要する相続等による権利取得、市街化区域内にある農地の転用、転用制限の例外、権利移動制限の例外などの届出は、事務局で書類審査等を行い、受理したことを総会で報告する。

(イ) 農地転用許可後の転用事業の進捗管理

農地転用許可を受けた者がその許可に付された条件に基づく転用事業の迅速かつ適切な進捗を図るため、転用事業者は農地転用許可済標識を貸与し、許可を得て転用していることが明確に分かるよう、許可を受けた土地に設置し、許可のあった事業計画に従って転用が達成するまで掲示してもらう。

転用事業者は、工事が完成するまでの間、事業の進捗状況を委員会に報告するとともに、転用事業が完了したときは委員会に報告する。

地区担当の農業委員及び推進委員は、転用事業者の報告を現地確認するほか、適宜現地を確認し、その結果を事務局に報告する。

委員会は、転用事業の進捗状況を把握し、事業計画どおりに事業が行われているのであれば、事業実施の指導・勧告などを行う。

(ウ) 登録空き家に付随した農地の指定及びその解除

登録空き家に付随した農地に限定して設定する下限面積（別段の面積）を適用するため、登録空き家の所有者からの申請書の提出を受け、書類審査、現地調査を行い、総会に諮って登録空き家に付随した農地として指定する。

指定の解除も総会に諮って、その指定を解除する。

指定又はその指定を解除したときは、公示するとともに市ホームページその他の方法により周知するものとする。

(エ) 農地所有適格法人の要件確認等

農地所有適格法人から事業年度の終了後3か月以内に、法人要件の報告を徴収し、事務局で書類審査を行い、要件（法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件）を満たしていることを確認の上、受理したことを総会で報告する。

(オ) 農地パトロール（利用状況調査）の実施

農地パトロール（利用状況調査）は、毎年8月頃を実施時期として設定し、全ての農地について利用状況を現地調査で把握するもので、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、さらには無断・違反転用の発生防止・早期発見を行う。

この農地パトロール（利用状況調査）により得られた農地情報は、農地台帳に記録され、農業委員会サポートシステムに情報化され、遊休農地対策や担い手への農地の集積・集約化など、農地等の利用の最適化の推進に繋がるので、この調査を着実に実施する。

(カ) 利用意向調査の実施

農地パトロール（利用状況調査）の結果、遊休農地と判断された農地について、その所有者に農地の利用の意向を確認する。

(キ) 非農地判断の実施

農地パトロール（利用状況調査）又は日常活動としての農地パトロールにより、再生利用が困難な農地とされた土地について、事務局の事前調査を経て、土地所有者に事前通知書を送付した上で、農業委員及び推進委員が3人以上での現地調査をし、非農地判断を行う。

また、農地台帳の点検による固定資産税課税台帳との照合の結果、現況地目と課税地目が違った土地又は航空写真等により明らかに非農地であることが判明した土地については、農地法第30条第2項に規定する利用状況調査（必要があると認めるときは、いつでも行うことができるもの）と併せて同様に非農地判断を実施する。

非農地判断の結果、非農地となったときは、土地の所有者に非農地通知書を交付するとともに、非農地とした土地について、非農地通知一覧表により山口県、周南市、山口地方法務局周南支局等に通知する。

非農地判断の結果を総会で報告する。

(ク) 非農地扱いとした土地等の非農地判断等

過去に、国の示す非農地判断の手続（事前通知、農業委員及び推進委員の3人以上での現地調査・非農地判断、非農地通知書の交付及び非農地通知一覧表の作成・通知）を経ずに非農地扱いとした土地等について、改めて国の示す非農地判断の手続となるよう、補完する処理を行う。

(ケ) 無断・違反転用の早期発見及び是正指導の強化

農地パトロール（利用状況調査）及び日常活動としての農地パトロールで無断・違反転用を早期発見し、是正指導を行う。

(コ) 農地の賃貸料情報の提供

1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃借料水準（平均額）を公表する。

(サ) 農地台帳の整備・管理

農地台帳は農業委員会サポートシステムに情報化され、委員会が所管する各種申請、諸証明など業務全般の基本となっており、また、交付金事業の対象となっていることから、定期的に整備・補完するとともに適正に管理する。

なお、全国農地ナビは、令和4年4月から農林水産省の「eMAFF農地ナビ」に機能継承され、公開されている。

(シ) 農地改良の届出

農地の盛土又は掘削により農地を改良する場合、水田の埋立てにより畑地を造成する場合その他の農地の改良をする場合の届出は、事務局で書類審査及び現地調査を行い、受理したことを総会で報告する。

(ス) 土地の現況等についての照会に対する回答

登記簿上の地目が農地等である土地の現況等について法務局の登記官、執行裁判所、弁護士会、税務署等からの照会に対し、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員が3人以上での現地調査により非農地判断及び現況確認を行い、その結果を回答し、その旨を総会で報告する。

(セ) 農地等の買受適格証明

民事執行法の規定による競売又は国税徴収法の規定による公売（以下「競売等」という。）に付された農地法第3条又は同法第5条に規定する許可を要する農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局と農業委員で書類審査及び現地調査を行い、議案として総会に提出し審議・決定の上、農地等の買受人となった場合は許可が得られるものであることを証明する。

なお、買受適格証明書を交付した者が落札し、正式に許可申請があった場合は、事務局で提出書類を確認し、買受適格証明書交付時と事情が同一のときには総会の議決は経ずに許可し、その旨を総会で報告する。

競売等に付された農地法第5条第1項第7号に規定する届出を要する市街化区域内にある農地等についての買受適格証明は、買受適格証明願いにより、事務局で書類審査を行い、農地等の買受人となった場合は届出受理が得られるものであることを証明し、その旨を総会で報告する。

(ソ) 現況が農地でないことの証明等

非農地証明願いにより、事務局の事前調査を経て、農業委員及び推進委員が3人以上での現地調査により非農地判断を行い、その結果、農地に該当しないと決定したものには非農地証明書を交付し、農地に該当すると決定したものには非農地証明が適当でないと認め非農地証明願返戻通知書により通知し、その旨を総会で報告する。

(タ) 納税猶予に関する適格者証明

贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項及び同法第70条の6第1項に規定）に関する適格者証明願いにより、事務局と農業委員で書類審査及び現地調査を行い、適格者であることを証明し、その旨を総会で報告する。

イ 農業経営基盤強化促進法関係活動

(ア) 利用権設定事務

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権制度において、推進委員は地域の窓口となり、貸し借りの仲介を行い、農地利用の適正化（担い手への集積と遊休農地の発生防止）を図る。

更新分を対象とした利用権設定事務の説明会を開催する（更新分の申出は12月末を締め切りとする。）。

新規の利用権設定は、年4回、1月・4月・7月・10月の末日の締切で随時受け付ける。

(イ) 農用地利用集積計画の決定

周南市長より決定を求められた農用地利用集積計画（案）について、総会で審議し決定する。

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律関係活動

(ア) 農地中間管理機構の事業活用の推進

農地中間管理機構である「やまぐち農林振興公社」との連携を強化し、農地中間管理事業を推進する。

エ 農業振興地域の整備に関する法律関係活動

(ア) 農業振興地域整備計画の策定に係る意見聴取

本市では、令和5年3月末までに農業振興地域整備計画の全体見直しを実施しており、今後、その計画原案に対して周南市長より意見を求められたときは、総会で審議し周南市長に回答する。

(イ) 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見聴取

周南市長より意見を求められた農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、事務局と農業委員で現地調査を行い、総会で審議し周南市長に回答する。

なお、令和4年度中は、原則として、農業振興地域整備計画の見直し作業のため、農用地区域からの除外・用途変更などの随時の申し出の受付を一時中断しているため、意見聴取は行われない。

(3) 組織活動

ア 農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見の提出

農業者との情報交換等により得た地域の農業者が抱える課題や要望などの声を集約し、農業及び農業者の代表機関としてその解決に向け、農業委員会等に関する法律第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見として、「平成5年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」を調製し、総会で審議・決定の上、関係行政機関等に提出する。

イ 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をまとめ、総会で議決し公表する。

ウ 令和4年度の最適化活動の目標の設定（再掲）

「令和4年度最適化活動の目標の設定等」をまとめ、総会で議決し公表する。

エ 規則、規程、要綱、要領等の整備

法令改正や状況の変化に対応し、必要に応じて規則、規程、要綱、要領等の整備を行う。

オ デジタル化の推進

行政のデジタル化の推進の一環として、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation: DX。IT技術を活用して従来の組織や事務などを変革していくこと。）も視野に入れ、タブレットやドローンの活用などを調査・研究する。

国の農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業として、タブレットを導入し、農地パトロール（利用状況調査）、利用意向調査及び日常活動としての農地パトロールでの活用を図る。

カ 事業報告の作成・公表

年度終了後、一年間の総会審議等の状況、農地法等に基づく処理状況、農業

委員・推進委員の活動状況等を「事業報告」としてまとめ、活動状況や成果の見える化を図る。

キ 次期の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集

現在の農業委員及び推進委員の任期が令和5年7月23日で満了となることから、周南市農林課と連携し、次期（令和5年7月24日からの3年間）の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集を行う。

（4） 研修活動

ア 山口県農業会議主催の研修会への出席

「農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会」を始めとする山口県農業会議が主催する研修会等に参加し、資質の向上を図る。

イ 研修会の開催

独自の研修会の開催を検討する。

ウ 図書、リーフレット等の配付

農業委員及び推進委員に、農地や農業委員会、農業経営、農業者年金などの関連制度・施策に関するリーフレット、パンフレット、その他の図書を個別に配付し、農業委員・推進委員各自の自己研鑽や、資質の向上、農業者に対する情報提供活動への提供を図る。

（5） 情報提供活動

ア 市広報による情報提供

広報「しゅうなん」により、市民に役立つ必要な情報を提供する。

イ 市ホームページによる情報提供

市ホームページの農業委員会のページの充実を図る。

特に、市民の利便性の向上を図るため、今までの事務処理や相談対応で蓄積された事例による質問と回答を参考に、よくある質問（frequently asked questions: F A Q）としてまとめ、ホームページに掲載する。

ウ 庁内グループウェアによる情報提供

令和3年6月の創刊以来、毎月、庁内グループウェアの掲示板に掲載している「ACS通信」（ACSとは、農業委員会事務局の英語表記（Agricultural Commission Secretariat）の頭文字）を継続し、市職員に委員会の仕事内容や農地法の許可制度等に係る理解を深めてもらい、農地の無断・違反転用の防止や早期発見、また、市民からの相談の際の適切な対応や事務局へ適切につなぐ

ことができるようにする。

(6) 日常活動

ア 農業委員会活動記録簿の作成・提出（再掲）

農業委員会等に関する法律第6条に定める委員会の所掌事務を効果的に進めるとともに農業委員及び推進委員の活動の透明化を図るため、農業委員及び推進委員は、活動日ごとに、場所、相手方、活動内容等を農業委員会活動記録簿に記録し、翌月に事務局に提出する。

イ 日常活動としての農地パトロールによる農地の利用促進と無断・違反転用の早期発見

日常活動としての農地パトロールに取り組み、地域の農地の状況を的確に把握する。

特に、遊休農地化しそうな農地を発見し、農地所有者に対して今後の利用に関する意向を調査し、自己管理の徹底や農地売買のあっせん実施などを行い、遊休農地の発生防止を図る。

また、無断・違反転用を発見した場合は、事務局と連携し適正指導を行う。

ウ 農業者との情報交換

日常の雑談・日常の相談活動をとおして、農家が抱える個々の問題を把握し、相談・指導・助言などで具体的な対応策を提案することで、良好な農地管理を促進する。

情報交換を通じ、農地の売買・貸借のマッチングに結び付くこともある。

また、地域の農業者が抱える課題や要望などの声を集約し「平成5年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見」に反映させる。

(7) その他の活動

ア 農業者年金の普及啓発・加入促進・相談等

農業者年金制度の普及啓発及び新規加入の推進を図り、制度の強化・拡充に努め、農業者の老後の生活安定と福祉の向上に資するとともに後継者への継承を促進し、農業経営基盤の強化を図る。

イ 国有農地の管理

農林水産省所管国有財産管理者（山口県知事）から土地を借り受けている者に対して、賃借料の徴収に関する事務や現地調査を行う。

ウ 全国農業新聞の普及拡大等

農業委員会の組織紙として、また、農家向けの情報紙としての性格を合わせ

もった新聞として発行を続けている「全国農業新聞」の購読の普及に努めるとともに、地域の身近な紙面づくりのための情報を提供する。

6 年間活動計画表（主要業務）

月等	項目	備考
毎月	原則 10 日に定例総会・委員全員協議会を開催 原則 20 日に翌月の定例総会で審議する許可申請等の提出締切 農地法第 3 条第 1 項（農地等の権利移動） 農地法第 4 条第 1 項（農地の転用） 農地法第 5 条第 1 項（農地等の転用のための権利移動） 登録空き家に付随した農地の指定又はその解除 原則 28 日に常設審議委員会へ会長・事務局が出席	
4 月	4 年度事業計画を策定・公表 新しい事務手続についての説明会を地区別で開催	
5 月	3 年度事業報告を承認・公表	
6 月	3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を公表 4 年度最適化活動の目標の設定等を公表	
7 月	農地パトロール（利用状況調査）の説明会を地区別で開催	
8 月	農地パトロール（利用状況調査）（調査表提出は 9 月末まで） 農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会（県農業会議）	
9 月		
10 月	利用権設定事務の説明会（更新分の申出は 12 月末を締切） 5 年度に向けた農地等利用最適化推進施策に関する意見の提出	
11 月	利用意向調査の説明会（調査回答は 1 月末まで）	
12 月		
1 月	次期の農業委員及び推進委員の候補者の推薦の求め及び募集	
2 月	農地の賃借料情報を公表（令和 4 年分）	
3 月	5 年度最適化活動の目標の設定（翌 4 月総会に諮り公表）	
随時	農地法による届出等の受理 農地改良届出の受理 農地所有適格法人の報告の徴収 非農地判断の実施 登記簿地目が農地等である土地に係る照会に対する回答 市街化区域内にある農地等の買受適格証明（転用目的） 現況が農地でないことの証明等（非農地証明） 贈与税・相続税の納税の猶予に関する適格者証明 等	定例総会 で報告
	農地等の利用の最適化を推進する活動 無断・違反転用の是正指導 農地台帳の整備・管理 新規の利用権設定申出受付（1 月、4 月、7 月、10 月の末締切） 日常活動としての農地パトロール・農業者との情報交換 等	